

ご挨拶

暑中お見舞い申し上げます

皆様 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

令和になって最初の5月。北海道で39度越えとなり、日本列島が軒並み最高気温を記録した月です。フェーン現象による気温の上昇で、各地に雹や激しい雨をもたらしました。異常気象は今に始まったことではなく、毎年のように記録的豪雨とか、50年100年に一度の大災害と言われています。

それにもまして悲惨なのは高齢者ドライバーの事故やあおり運転による交通事故。車の自動運転の開発が待たれる中、こうした問題がクローズアップされ、一日も早く安全な交通手段への期待は高まっています。

ここにきて世間を騒がせてくれたのがトランプ氏でした。いきなりの訪朝、しかも米国大統領として歴史上初の試みをツイッターで呼びかけるといふ、現代を象徴した手法での米朝会談の実現には正直驚きました。日本に対しては日米安全保障条約が不平等だという発言をしたり、中東のイランへは国家の消滅という激しい言葉を使っていますが、やはり彼はビジネスマンであることを考えれば彼なりの戦略は今のところ成功とみるべきでしょうか。

今後ともアークネットを宜しくお願いいたします。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

What's New !

ふるさと納税制度の見直し

この原稿を書いている少し前、複数の自治体がふるさと納税制度の対象から外れるというニュースが入ってきました。

かねてよりふるさと納税については、過度な返礼品を送付し制度の趣旨を歪めていると批判がありました。ふるさと納税を管理している総務省は、高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を控えるよう各自治体に要請をするなどしてきましたが、平成31年度税制改正により、制度の趣旨を歪めるような団体に対してはふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われました。

平成31年度税制改正により、

- ・ 返礼品の返礼割合を3割以下にすること
- ・ 返礼品を地場産品にすること

が明確化され、総務大臣が基準に合致しなくなったと認める場合には、指定を取り消すことができるようになりました。

今回の改正により、従来自治体の自治運営に任せられたものにストップがかけられた形となりました。ふるさと納税制度にどのように影響していくか今後も注目していきたいと思えます。

東京事務所 税理士 坂本健一

第19号 CONTENTS

1 ご挨拶

2 What's New !

※ ふるさと納税制度の見直し

3 Tax Information

※ 税制改正の概要-資産関係-

4 少しだけ勉強

※ 消費税 会社設立時に注意！

5 豆知識

※ 変更契約書の印紙

6 労務管理 New!

※ 労働基準法の改正と中小企業

7 Profile～社員スタッフ紹介

8 独り言



Tax Information

令和元年度税制改正の概要 (資産関係)

2019.2.5 に税制改正法案が通常国会に提出され同 3.27 に成立いたしました。相続税・贈与税に関する改正として、2019.7 に原則施行される「民法の改正（改正相続法等）に伴う改正」が盛り込まれております。今回の Tax information では、「民法の改正に伴う配偶者居住権の評価方法」について解説します。

1. 民法（相続法）改正に伴う見直し

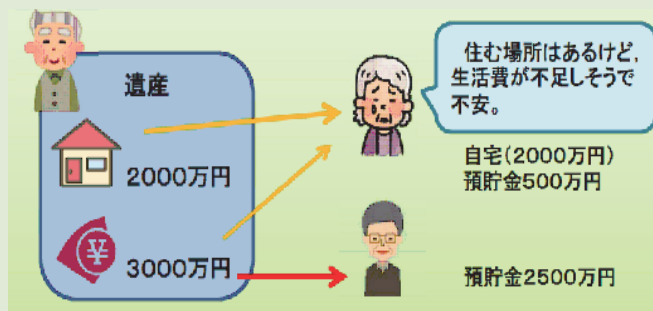
配偶者の居住権を長期的に保護するための方策
(配偶者居住権)

「配偶者居住権」とは、被相続人の家に住んでいたその配偶者に限って、無償でその家に住み続けることが出来る権利をいいます。これは、配偶者の住む場所を確保することで配偶者保護することを目的に相続法改正により新たに創設された配偶者の権利となります。

(1) 現行制度

配偶者が居住建物を取得する場合、他の財産を受け取れなくなってしまう。

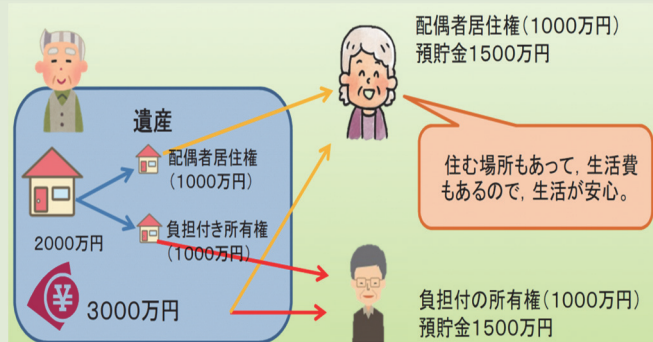
(例) 相続人：妻、子 遺産：自宅（2,000 万円）及び預貯金（3,000 万円）だった場合



(法務省民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要より)

(2) 制度導入メリット

配偶者は、自宅での居住を継続しながらその財産も取得できるようになる。



2. 令和元年度税制改正（相続税関係）

(1) 配偶者居住権の評価（相法 23 の 2）

配偶者居住権等の評価方法が次のとおり創設されました。

(計算式)

イ 配偶者居住権の価額

$$\frac{\text{居住建物の時価} - \text{居住建物の時価} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}}$$

ロ 居住建物の価額

$$\text{居住建物の時価} - \text{配偶者居住権の価額}$$

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利の価額

$$\frac{\text{土地等の時価} - \text{土地等の時価} \times \frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}}}{\text{存続年数}}$$

ニ 居住建物の敷地の価額

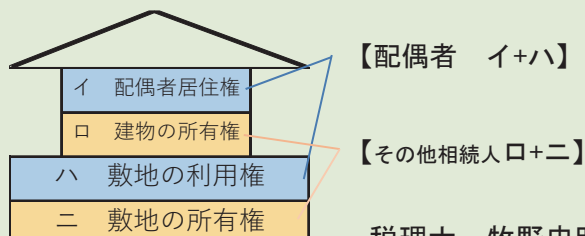
$$\frac{\text{土地等の時価} - \text{配偶者居住権に基づく居住したてものの利用に関する権利の価額}}{\text{存続年数}}$$

《適用時期》令和 2 年 4 月 1 日から適用

(2) 小規模宅地特例の対象（措令 40 の二⑥）

上記「配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利」は小規模宅地特例の対象となりますが、敷地利用権（ハ）と所有権（ニ）の価額に応じて対象面積を按分することがこの改正で示されました。

《適用時期》令和 2 年 4 月 1 日から適用



税理士 牧野史明

少しだけお勉強

消費税 会社設立時に注意！

資本金が1,000万円未満でも課税事業者!?
～納税義務の免除の特例～

消費税では、その課税期間の基準期間（原則として、個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者や、資本金の額が1,000万円未満の事業者は原則として納税義務が免除されます。新たに設立された資本金が1,000万円未満の事業者についても、設立後1期目、2期目の基準期間がないため原則として免税事業者となります。

そのため、会社設立時には資本金をあえて1,000万円未満にして、設立後1期目と2期目をその売上高等に関わらず免税事業者としているケースが多く見受けられます。

しかし近年において、**a.** 基準期間の課税売上高が1,000万円未満であっても、特定期間（原則前年等の上期6ヶ月の期間）の課税売上高及び給与等の支払額が1,000万円を超える場合には課税事業者になる特例や、**b.** 平成26年4月1日以後に設立した法人については、資本金を1,000万円未満にした場合でも課税事業者となる特定新規設立法人の納税義務の免除の特例が追加されました。

今回は、**b.** の特定新規設立法人の納税義務の免除の特例を取り上げたいと思います。

特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

設立時の資本金が1,000万円未満である場合であっても課税事業者となるケースは次の①、②のいずれにも該当する法人（特定新規設立法人）です。

- ①その基準期間がない事業年度（設立後1期目と2期目）において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ②上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。

聞き慣れない言葉が並び、分かりづらいかもしれませんが、基本的に設立後1期目、2期目で資本金が1,000万円未満の法人が、他の者により発行済株式の総数の50%超を保有されており、他の者及び他の者と一定の特殊な関係にある法人の課税売上高が5億円を超える場合です。この場合には、資本金が1,000万円未満であっても設立後1期目と2期目は課税事業者となります。

個人事業者が法人成りした場合やグループ企業が新たに法人を設立し事業を移行した場合など設立当初から相応の事業規模を有する場合には、課税事業者とすべきであることから課税売

上高が5億円を超える事業者に支配される特定新規設立法人の納税義務については、納税義務を免除しないこととしているのです。

設立1期目、2期目の調整対象固定資産にも注意！

新設法人（資本金1,000万円以上）および上記特定新規設立法人の設立後1期目と2期目には、調整対象固定資産に仕入等にも注意が必要です。その期間(※1)に調整対象固定資産(※2)の仕入れ等を行った場合には、その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者になることはできません。

(※1)簡易課税の適用を受ける課税期間を除く。

(※2)棚卸資産以外の資産で建物、車両、器具及び備品その他の資産で一の取引単位につき100万円以上（税抜）のもの。

以上のことから、例えば、免税事業者となる法人を設立するため、資本金を800万円としても、その法人が大企業等に支配されており、設立後2期目に300万円の車両を購入したというようなケースでは、設立後4年間は免税事業者となることできません。会社設立時にはくれぐれもご注意ください。

消費税はその他様々が改正が加えられています。ご不明な点につきましてはお気軽にお問い合わせください。

豆知識

消費税率変更に伴う「変更契約書」の印紙

今年の10月1日より消費税の税率が8%から10%に引上げとなることから、現行の契約書等について、引上げ後の税率にするため、変更契約書を作成するケースが考えられます。この変更契約書には収入印紙の貼付が必要となるのでしょうか？

変更契約書については、当初の契約で定められている「重要な事項」を変更する文書が課税文書となり、また、契約上の「重要な事項」の「密接関連事項」を変更する場合も課税対象とされるので、消費税等の金額のみを変更する契約書の原契約書が第1号文書または第2号文書であれば「**契約金額**」の「**密接関連事項**」に係る**変更契約書**に該当し、**課税文書**となります。

したがって、消費税等の金額のみを変更する契約書の場合、その変更契約書には記載金額はあるものの、「税率適用に当たっての記載金額」はないこととなるので、**契約金額の記載のない第1号文書または第2号文書として、200円の印紙税が課される**ことになります。

アーケネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

労務管理 New!

労働基準法の改正と中小企業

社労士の早坂さんがアークネットの仲間に加わりました！
アークネットでは労務面でのサポートも充実させてまいります。



「働き方改革」と題して検討され続けてきた法改正の中の一つである、改正労働基準法がこの4月に施行されたのはご存知の方も多いと思います。今回の改正点は、残業時間の上限規制※1、月60時間超の割増率引き上げ※2、年5日間の年次有給休暇の取得、フレックスタイム制の拡充、労働時間の客観的把握、などなど。。。です。労働基準法の前回の大幅改正は平成22年でしたので、実に19年ぶりの改正となります。しかも、残業時間の上限規制に関しては労働基準法ができてから初の改正で、なんと70年間も改正されていませんでした。この中で労働者の注目を集め、中小企業にもすでに適用されている改正点としては、有給休暇の年5日取得が挙げられます。年5日取得できていない従業員には、いつ取得したいか希望を聞いて取得してもらう、という対応が求められています。違反した場合には罰則の適用もありますので、有給休暇の計画的付与制度の導入（労使協定が必要です。）や、年間を見通した取得計画などが必要になります。これを機会に有給休暇の効率的な取得について労使で話し合ってみてはいかがでしょうか。 ※1 中小企業への適用は2020年4月、※2 同2023年4月から。

東京事務所 社会保険労務士 早坂洋実

Profile～社員スタッフ紹介

早坂 洋実

(はやさか ひろみ)
東京事務所所属



- ※1970年2月生まれ
- ※北海道出身
- ※関西大学大学院法学研究科卒
- ※2003年社会保険労務士試験合格
- 2005年社会保険労務士登録
- 2008年特定社会保険労務士付記
- 約5年間の社労士事務所勤務ののち、労働基準監督署での任用職員、兵庫労働局監督課、東京労働局需給調整事業部での非常勤職員を経て2019年2月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※得意分野：労働基準法、労働者派遣法、個別労使紛争
- ※趣味：音楽
- ※一言：少しでも皆様のお役に立てよう取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い致します。

～～独り言～～

スタッフの募集をしてみた。
WEBでの募集にWEBで応える。応募者の情報はエントリーシートと言って、学歴や職歴、アピールなどが書かれている。ポチっとボタンを押すとすぐさま募集をしている企業に届く仕組みだ。募集している企業は「お！」と思った人に面接の案内を送る。もちろんWEB上でのやり取り。面談の日程確認から面接担当者を確認して当日の参上を待つ。「どんな人かな～」と期待に胸を膨らませながら。直前。「都合が悪くなった」「体調不良で行けません」というメールが飛び込んでくる。すべては仮想空間での出来事。虚しさだけが残る・・・

文責：野呂伸一郎

後日談：とても良い人にめぐり会えました(^V

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 4B
(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591